

香取市水道事業公営企業会計システム更新公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの実施

本市では令和7年度に、香取市水道事業会計及び簡易水道事業会計（以下「水道事業会計」という。）で使用している公営企業会計システムの更新を予定しています。

今回の更新にあたっては、運用において職員の事務負担の軽減が図られるよう、画面構成や操作性が容易であることとサポート体制、契約期間中に予定している水道事業会計と簡易水道事業会計との統合についての円滑な対応を重要ポイントとしています。

この要領は、香取市水道事業公営企業会計システム導入プロポーザルに係る募集に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うため必要な事項を定めたものです。

2 概要

(1) 業務名

香取市水道事業公営企業会計システム更新業務

(2) 業務内容

会計基本システム、固定資産管理システム及び企業債管理システム更新（基本仕様書のとおり）

(3) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 納入場所

香取市玉造734-1 玉造浄水場管理本館

(5) 導入形態

リース方式（保守含む）

(6) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

(7) 賃貸借及び保守期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(8) 提案上限額等

5年間で21,635,000円（※消費税及び地方消費税を含む）以内

上記金額は、システム導入に係るハードウェア経費、ソフトウェア経費、データ移行費、5年間のハードウェア保守及びソフトウェア保守経費等、導入、運用に必要な経費を含むものです。

支払は、総額を賃貸借期間で分割し、月払いとします。

(9) データ移行に要する費用

データ移行に係る費用についても審査の対象としますので、概算費用を見積もること。

なお、移行データは、市から提供することとし、データ形式はエクセル及びCSV形式となります。会計伝票については、原則として令和5年度及び令和6年度のデータを移行対象としますが、当該年度前のデータを含めることを妨げません。

(参考)

- ・令和5年度会計伝票数 上水道 4,477件 簡易水道 571件
- ・令和5年度固定資産データ 上水道 2,364件 簡易水道 712件
- ・令和5年度末企業債データ 上水道 883件 簡易水道 69件

3 日程

項 目	期 日 等
実施要領の公告	9月26日(木)
質問書提出期間	9月26日(木)～10月2日(水)
質問書への回答	10月4日(金)まで
参加申込書類等提出期間	9月26日(木)～10月15日(火)
プレゼンテーション及びシステムデモ審査	10月下旬
審査結果通知	11月上旬
契約交渉期間及び契約	11月下旬(予定)

※都合により日程が変更となる場合があります。その場合は、市ホームページでお知らせします。なお、「プレゼンテーション及びシステムデモ審査」以降については、参加者に通知します。

4 参加資格

参加者は、公告日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出締切日前6ヶ月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (2) 令和6、7年度の香取市入札参加資格者名簿の委託部門、情報処理に掲載されていること。
- (3) 本市との契約及び契約を履行するものは、千葉県、茨城県、埼玉県、神奈川県、東京都に所在する本社(本店)又は支社(支店)若しくは営業所であること。
- (4) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成18年香取市告示第113号)に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年香取市告示第149号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークの認証を取得していること。
- (6) 令和元年度以降に全国の水道事業体へ公営企業会計システムの稼働実績があること。（令和6年3月時点で仮稼働中のものを含む。）

5 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出して下さい。なお、提出書類は返却しないものとします。

提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めません。提案書等は、市内部で写しを作成し配布することがあります。

(1) 提出書類（各書類の提出部数は（2）のとおり）

- ① プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ② 会社概要及び公営企業会計システム導入実績の分かるもの（任意様式。導入実績については、システム稼働年月日、事業体名、契約名称を明示し、契約書の写し（約款などは不要。2事業体以上の実績がある場合には、1事業体分で構いません）を添付すること）
- ③ 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークの認証の写し
- ④ 企画提案書（第2号様式）

提案書は自由書式とし、原則サイズはA4判・縦原稿横書き、左綴じとする。図表等により必要な場合は、A3判の使用も可とし、その場合はZ折りに折りたたんでA4判サイズにすること。

提案は、各参加者1提案とし、基本仕様書、システム機能対応確認書を踏まえ、文書及び図表等で簡潔明瞭に記述すること。

なお、今回の更新では職員の事務負担軽減が図られるよう、システムの機能性、操作性とサポート体制、契約期間中に予定している水道事業会計と簡易水道事業会計との統合についての円滑な対応を重要ポイントとしています。

提案書には、必ず下記項目を記載すること。

- ・ システムのコンセプト、特長に関すること
- ・ サポート体制に関すること

⑤ システム機能対応確認書

⑥ 見積書（第3号様式）

第3号様式中1は、公営企業会計システム更新業務に係る総額（※消費税及び地方消費税を含む）を記載し、別紙として内訳（様式は任意）を添付して下さい。

内訳には、以下の内容を記載して下さい。

- ・ ハードウェア費
- ・ パッケージ費
- ・ カスタマイズ費(⑤システム機能対応確認書の該当番号、金額を記載して下さい。)

- ・ データ移行費
 - ・ 水道事業会計と簡易水道事業会計の統合に係る経費
 - ・ その他導入、運用に係る経費（リモートによるサポート費用を含む）
 - ・ ハードウェア、ソフトウェアに係る保守経費
- ⑦ 導入までの作業スケジュール（様式は任意）
- ⑧ 各帳票類のサンプル（帳票サンプル提出要領参照）
- ⑨ システムのマニュアル
- (2) 提出部数（番号は上記（1）提出書類のもの）
- ①～⑦ 正1部・副10部
 - ⑧ 正1部・副5部
 - ⑨ 正1部
- (3) 提出期限 令和6年10月15日（火）午後5時まで
- (4) 提出方法
- 持参又は郵送等とします。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送等の場合は、提出期限までに必着することとし、配達した記録が残る方法で提出して下さい。
- なお、⑤ システム機能対応確認書については、Excel ファイルにて電子メールでも提出すること（送信先 suido2@city.katori.lg.jp）。
- (5) 提出場所
- 〒287-0041
 千葉県香取市玉造734-1（玉造浄水場管理本館）
 香取市建設水道部水道課経理班
 電話 0478-55-8383

6 質問の受付

- (1) 本実施要領及び基本仕様書その他本業務に関して疑義がある場合は、質問書（第4号様式）により電子メールにて問い合わせして下さい。
- ① 受付期限 令和6年10月2日（水）午後5時まで
 - ② E-mail suido2@city.katori.lg.jp
 - ③ 受付窓口 香取市建設水道部水道課経理班
- (2) 回答は、令和6年10月4日（金）までに、香取市のホームページにて行います。

7 企画提案書のプレゼンテーション等に関する事項

- (1) 実施日時 後日、各参加者に対し個別に連絡をします。
- (2) プレゼンテーション
- 場所 千葉県香取市佐原口2127 香取市役所5階504会議室(予定)
- 説明時間は20分以内、質疑10分以内、合計30分以内とします。

(3) システムデモ

プレゼンテーション実施後、システムデモを実施します。別紙1「システムデモ実施要領」に従い実施して下さい。

説明時間は80分以内、質疑10分程度の90分以内を予定していますが、参加者数により変更する場合があります。

プレゼンテーション及びシステムデモの順番は、企画提案書の受付順とします。

出席できる人数は、3人以内とし、プレゼンテーション及びシステムデモのそれぞれ前日までに出席者の氏名及び役職を水道課へ電子メールにより報告すること。（任意様式。送信先 suido2@city.katori.lg.jp）

プレゼンテーション及びシステムデモに必要な機材（スクリーンを除く）は、全て参加者が用意して下さい。また、提案に係る費用は、全て参加者の負担とします。

8 プロポーザルの審査

審査は、香取市水道事業公営企業会計システム更新プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行います。

9 優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定は、委員会において、企画提案書の内容、実務における操作性、システム内容、サポート体制などを審査し、下記のとおり点数化することにより、得点の最も高いものを優先交渉権者に決定します。

なお、最低基準点は100分の60以上の点とし、評価点が最低基準点に満たない提案は採用しません。提案事業者が1者の場合においても審査を行うものとします。

得点の最も高いものが2者以上あるときは、システムデモの得点の最も高いものを優先交渉権者に決定することとし、この場合においても決定できないときは、提案価格、経営状況及び業務の実績等を考慮し、委員会において決定するものとします。

審査内容

	審査内容	得点
プレゼンテーション 企画書	<ul style="list-style-type: none">・会社概要・導入実績・システムのコンセプト・特長・システム導入までのスケジュール・システム操作に対するサポート体制（職員研修等）・障害発生時、緊急時、時間外のサポート体制・水道事業会計と簡易水道事業会計の統合を含む公営企業会計の経理事務のサポート体制及び法改正時等の対応	25

	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機能対応確認書 <p>※対応不可項目が1つでもある場合、本項目の得点は0点とします。</p>	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・提案価格 	10
各種帳票システムデモ	<ul style="list-style-type: none"> ・システム操作 ・入力済みデータの活用性 ・予算・決算 ・固定資産 ・企業債 ・マスタ関連 ・データバックアップ 	60

10 優先交渉権者選定結果の通知

優先交渉権者の選定結果は、参加者に電子メールにより通知します。

なお、選考の理由、経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じません。

11 失格となる企画提案者

企画提案者が、以下に該当する場合は、失格となります。

- (1) 契約締結前に4の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) プロポーザルの公正な執行を妨げる不正行為が確認された場合
- (3) 一つの企画提案者が複数の提案を行った場合
- (4) 虚偽の内容が記載されていた場合

12 契約の締結

上記9により決定した優先交渉権者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合は、提案価格の範囲内で契約を締結するものとします。ただし、この協議が不調に終わった時は、次の順位の企画提案者と同様の協議を行うこととします。

13 参加の辞退

プロポーザル参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、速やかに電話にて連絡し、併せて第5号様式「香取市水道事業公営企業会計システム公募型プロポーザル参加辞退届」を参加申込みの提出先5（5）へ提出して下さい。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。